

通事二員 王立威 金応魁 人伴四名

管船火長・直庫二名 陳華 馬武達

封船に坐駕する夷梢二十名

梢水共に八十八名

右の執照は通事金応魁等に付し、此れに准ぜしむ

万曆三十二年（一六〇四）九月十八日給す

執照

所^よ掘りて今差去する官員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の

盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、洪字第四十二号半

印勘合執照を給し、通事金^{いん}応斗等に付し、収執して前去せしむ。

如し経過の関津把隘^{とくろ}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、

即便に放行し、留難し遅候して便ならざるを得しむる母れ。須ら

く執照に至るべき者なり。

今開^{しよ}す 赴京の

王舅一員 毛鳳儀 人伴一十名

正議大夫一員 鄭道 人伴一十名

使者一員 芝巴那 人伴五名

通事一員 毛国鼎 人伴二名

（二六〇六、一〇、一八）

1-32-13

国王尚寧の、進貢謝恩のため王舅毛鳳儀等を遣わす執照

琉球国中山王尚（寧）、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に王舅・正議大夫・使者・通事等の官の毛鳳儀等を遣わ

し、表箋文各一通を齎捧せしむ。夷梢を率領し、海船一隻に坐駕

し、馬六匹・生硫黄一万斤・金鞍鞘腰刀二把・銀鞍鞘腰刀二把・

黒漆鞍鞘鍍金銅結束腰刀二十把・黒漆鞍鞘鍍金銅結束鞍刀一十

把・黒漆鞍鞘鍍金銅結束鎗一十把・糸線穿鉄甲一領、鍍金護手護

賺各全・鉄盔一頂・黒漆貼雕金花鑲銀馬鞍一坐、轡頭踏踏前後牽

軸各項件全・金彩画屏風二対・貼金銀面扇一百把・貼片銀面扇二

百把・素倭扇二百把・倭銅五百斤・土糸綿二百斤・紅花五百斤・

土苧布一百匹・蘇木三千斤を装載し、京に赴き進貢し謝恩す。

存留在船使者四員 毛鳳威 馬三魯

馬成麟 麻三奴 人伴一十名

存留在船通事二員 金応斗 蔡宗貴 人伴四名

冠帶舍人一員 林華 人伴一名

貢謝の方物を除く外、附搭の土夏布二百匹

梢水共に七十四名

右の執照は存留通事金応斗等に付し、此れに准ぜしむ

万曆三十四年（一六〇六）十月十八日給す

執照

注(1) 金応斗 一五七七—一六一四年。久米村金氏(阿波連家)七

世。官は正議大夫に陞る(『家譜』(二)七六頁)。

1-32-14

国王尚寧の、冊封使の帰朝の消息をたずねて使者馬三魯等を遣わす執照(二六〇七、三、八)

琉球国中山王尚(寧)、天使の回駕するに音信を詢問す等の事の爲にす。

聖恩もて、二位の、欽差の工科都給事中夏(子陽)・行人司行人王(士楨)等の員役を差わし、海船に坐駕し、万曆三十四年(一六〇六)六月内、国に到りて、勅を頒ち皮弁冠服を齎賜するを荷蒙す。封建の事畢り、十月二十一日に回駕す。且つ本国は仍お王舅・大夫・使者・通事等の官の毛鳳儀等の員役を差わして謝恩せしむ。船は就ち十一月二十一日、開洋する外、第だ、山海の阻隔するに縁り、音信知る莫し。此の爲に今、使者・都通事の梁順等の官を差わし、夷梢を率領し、本国の小船に坐駕し、福建地方に前去して、回朝等の消息を採探せしむ。仍お生硫黄二千斤を齎載して以て前年の真儀を補う。合に洪字第四十三号半印勘合を給し、都通事梁順等に付し収執して前去せしむべし。如し経過の関津把隘及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅

悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開

使者一員 馬三魯 人伴四名

都通事一員 梁順 人伴四名

通事一員 林世重 人伴二名

管船火長・直庫二名 林俊 馬極美

梢水共に三十名

右の執照は都通事梁順等に付し、此れに准ぜしむ

万曆三十五年(一六〇七)三月初八日給す

執照

1-32-15

国王尚寧の、進貢のため長史鄭子孝等を遣わす執照

(二六〇七、八、二五)

琉球国中山王尚(寧)、進貢等の事の爲にす。

今、特に長史・使者・通事等の官の鄭子孝等を遣わし、表箋文各一通を齎捧せしむ。海船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万斤を装載して京に赴き進貢す。所擲りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。本府、除外に今、洪字第四十五号半印勘合執照を給し、通事林世重等に付